

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成24年10月 4 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第62号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改
正する条例

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条
例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第61条」を「第61条の 2」に改める。

第 2 条中第 9 号を第11号とし、第 8 号を第10号とし、第 7 号を第 9 号とし、
第 6 号の次に次の 2 号を加える。

(7) 特定有害物質 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 2 条第 1 項に
規定する特定有害物質をいう。

(8) 特定有害物質等 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液
体をいう。

第52条第 1 項中「（土壤又は地下水の汚染の原因となる有害な物質として規
則で定めるものをいう。以下同じ。）」を削り、「拡散の防止に関する」を「
除去等の」に改める。

第53条第1項中「特定有害物質」及び「特定有害物質又はこれを含む排出ガス、汚水、廃液等（以下「特定有害物質等」という。）」を「特定有害物質等」に改める。

第54条を次のように改める。

（汚染状況の調査等）

第54条 特定有害物質等を取り扱い、又は取り扱っていた工場等（以下「特定有害物質等取扱工場等」という。）を設置している者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下「特定有害物質等取扱事業者」という。）は、当該特定有害物質等取扱工場等の敷地である土地の土壌及び土地にある地下水の特定有害物質による汚染の状況を把握するよう努めなければならない。

- 2 市長は、特定有害物質等取扱工場等の敷地である土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定有害物質等取扱事業者に対し、当該土地の土壌及び当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染の状況について、土壌汚染対策法第4条第2項に規定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）に土壌汚染等対策指針で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

第55条の見出し中「改変」を「の形質の変更」に改め、同条第1項を次のように改める。

特定有害物質等取扱事業者は、その設置している特定有害物質等取扱工場等の敷地において、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）であって、その対象となる土地の面積が規則で定める規模のものをしようとするときは、当該土地の形質の変更に着手する日までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更（盛土を除く。）に係る土地の土壌及び土地にある地下水の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に土壌汚染等対策指針で定める方法により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

第55条第2項中「行う」を「させる」に、「改変」を「土地の形質の変更」に、「、同項」を「、前項」に、「を行い」を「させて」に改め、同条第3項中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、「期限を定めて、調査結果の」を「その」に、「勧告する」を「命ずる」に改める。

第56条第1項中「前条第1項又は第2項」を「第54条第2項又は前条第1項若しくは第2項」に改め、「地下水の」の次に「特定有害物質による」を加え、「する」を「させる」に改め、同条第2項中「特定有害物質等取扱事業者が」、「届出をせず、又は」及び「届出を行い、又はその」を削る。

第57条を次のように改める。

(大規模な土地の形質の変更時の調査)

第57条 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が規則で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を市長に報告しなければならない。

2 第55条第1項ただし書の規定は、前項の土地の形質の変更について準用する。

第57条の次に次の1条を加える。

(自主調査に係る報告)

第57条の2 第54条第2項並びに第55条第1項及び第2項の土壤及び地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下「土壤汚染等調査」という。）並びに土壤汚染対策法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査以外の土壤及び地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下「自主調査」という。）を行った者は、その結果、当該自主調査に係る土地の土壤又は土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が規則で定める基準（以下「土壤汚染等処理基準」という。）に適合しないことが判明したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に報告しなければならない。ただし、当該土地の区域について土壤汚染対策法第14条第1項の申請があった場合（当該申請に係る特定有害物質の種類が、当該自主調査の結果、土壤汚染等処理

基準に適合しないことが判明した特定有害物質の種類と同じである場合に限る。) は、この限りでない。

第58条を次のように改める。

(措置管理区域の指定等)

第58条 市長は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。

(1) 土壤汚染等調査又は自主調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等処理基準に適合しないこと。

(2) 土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すること。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。

4 市長は、汚染の除去等の措置により、第1項の規定による指定に係る区域（以下「措置管理区域」という。）の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該措置管理区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。

5 市長は、措置管理区域の全部又は一部について土壤汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定がされた場合（当該指定に係る特定有害物質の種類が当該措置管理区域の指定に係る特定有害物質の種類と同じである場合に限る。）においては、当該措置管理区域の全部又は一部について第1項の規定による指定を解除するものとする。

6 第2項及び第3項の規定は、前2項の規定による解除について準用する。

第58条の次に次の8条を加える。

(汚染の除去等の措置)

第58条の2 市長は、前条第1項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な

限度において、措置管理区域内の土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、相当の期限を定めて、当該措置管理区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、規則で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による指示をするときは、当該措置管理区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由その他規則で定める事項を示さなければならない。
- 3 第1項の規定により指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定により示された汚染の除去等の措置又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として土壌汚染等対策指針で定めるもの（以下「健康被害防止措置等」という。）を講じなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する者が健康被害防止措置等を講じていないと認めるときは、規則で定めるところにより、その者に対し、当該健康被害防止措置等を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 前2項の規定によって講ずべき健康被害防止措置等に関する技術的基準は、土壌汚染等対策指針で定める。

（措置管理区域内における土地の形質の変更の禁止）

第58条の3 措置管理区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 前条第1項の規定により指示を受けた者が健康被害防止措置等として行う行為
- (2) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、土壌汚染等対策指針で定めるもの
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
（拡散防止管理区域の指定等）

第58条の4 市長は、土地が第58条第1項第1号に該当し、同項第2号に該当しないと認める場合であって、かつ、土壌の特定有害物質による汚染により、生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による生活環境に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の拡散の防止等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。

2 市長は、汚染の拡散の防止等の措置により、前項の規定による指定に係る区域（以下「拡散防止管理区域」という。）の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該拡散防止管理区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。

3 市長は、拡散防止管理区域の全部又は一部について土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定がされた場合（当該指定に係る特定有害物質の種類が当該拡散防止管理区域の指定に係る特定有害物質の種類と同じである場合に限る。）においては、当該拡散防止管理区域の全部又は一部について第1項の規定による指定を解除するものとする。

4 第58条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による指定及び前2項の規定による解除について準用する。

5 拡散防止管理区域の全部又は一部について第58条第1項の規定による指定がされた場合においては、当該拡散防止管理区域の全部又は一部について第1項の規定による指定が解除されたものとする。この場合において、同条第2項の規定による指定の告示をしたときは、前項において準用する同条第2項の規定による解除の告示をしたものとみなす。

（汚染の拡散の防止等の措置）

第58条の5 市長は、前条第1項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該汚染による生活環境に係る被害を防止するため必要な限度において、拡散防止管理区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該拡散防止管理区域内において汚染の拡散の防止等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行

為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らか
な場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を
承継した者を含む。以下この項において同じ。）に汚染の拡散の防止等の措
置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせること
について当該土地の所有者等に異議がないときは、規則で定めるところによ
り、その行為をした者に対し、指示するものとする。

2 市長は、前項の規定による指示をするときは、当該拡散防止管理区域にお
いて講ずべき汚染の拡散の防止等の措置及びその理由その他規則で定める事
項を示さなければならない。

3 第1項の規定により指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定に
より示された汚染の拡散の防止等の措置又はこれと同等以上の効果を有する
と認められる汚染の拡散の防止等の措置として土壌汚染等対策指針で定める
もの（以下「生活環境保全措置等」という。）を講じなければならない。

4 市長は、前項に規定する者が生活環境保全措置等を講じていないと認める
ときは、規則で定めるところにより、その者に対し、当該生活環境保全措置
等を講ずべきことを命ずることができる。

5 前2項の規定によって講ずべき生活環境保全措置等に関する技術的基準は、
土壌汚染等対策指針で定める。

（土壌汚染対策法第11条第1項の規定により指定された区域の土地における
汚染の拡散の防止）

第58条の6 市長は、土壌汚染対策法第11条第1項の規定により指定された土
地が第58条の4第1項の規則で定める基準に該当すると認める場合には、当
該土地の区域を、同項の規定による指定をしたものとみなして、前条の規定
を適用する。

（拡散防止管理区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

第58条の7 拡散防止管理区域内において土地の形質の変更をしようとする者
は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、規則で定めると
ころにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日そ
の他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げ
る行為については、この限りでない。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、土壤汚染等対策指針で定めるもの
 - (2) 拡散防止管理区域が指定された際既に着手していた行為
 - (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 拡散防止管理区域が指定された際当該拡散防止管理区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。
- 3 拡散防止管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。
- 4 市長は、第1項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が土壤汚染等対策指針で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(形質変更時届出管理区域の指定等)

- 第58条の8 市長は、土地が第58条第1項第1号に該当し、同項第2号に該当しないと認める場合であって、かつ、第58条の4第1項の規則で定める基準に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。
- 2 市長は、土壤の特定有害物質による汚染の除去により、前項の規定による指定に係る区域（以下「形質変更時届出管理区域」という。）の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該形質変更時届出管理区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。
- 3 市長は、形質変更時届出管理区域の全部又は一部について土壤汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定がされた場合（当該指定に係る特定有害物質の種類が当該形質変更時届出管理区域の指定に係る特定有

害物質の種類と同じである場合に限る。)においては、当該形質変更時届出管理区域の全部又は一部について第1項の規定による指定を解除するものとする。

4 第58条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による指定及び前2項の規定による解除について準用する。

5 形質変更時届出管理区域の全部又は一部について第58条第1項又は第58条の4第1項の規定による指定がされた場合においては、当該形質変更時届出管理区域の全部又は一部について第1項の規定による指定が解除されたものとする。この場合において、第58条第2項(第58条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定による指定の告示をしたときは、前項において準用する第58条第2項の規定による解除の告示をしたものとみなす。

(形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)

第58条の9 形質変更時届出管理区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、土壌汚染等対策指針で定めるもの

(2) 形質変更時届出管理区域が指定された際既に着手していた行為

(3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 形質変更時届出管理区域が指定された際当該形質変更時届出管理区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

3 形質変更時届出管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

- 4 市長は、第1項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が土壤汚染等対策指針で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

第59条及び第60条を次のように改める。

(管理区域台帳)

第59条 市長は、措置管理区域の台帳、拡散防止管理区域の台帳及び形質変更時届出管理区域の台帳（以下この条において「管理区域台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

- 2 管理区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。
- 3 市長は、管理区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(管理汚染土壤の搬出時の届出及び計画変更命令)

第60条 措置管理区域、拡散防止管理区域又は形質変更時届出管理区域（以下「管理区域」という。）内の土地の土壤（指定調査機関が土壤汚染等対策指針で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等処理基準に適合すると市長が認めたものを除く。以下「管理汚染土壤」という。）を当該管理区域外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該管理汚染土壤の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該管理汚染土壤の搬出に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び管理汚染土壤を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

- (1) 当該管理汚染土壤の特定有害物質による汚染状態
- (2) 当該管理汚染土壤の体積
- (3) 当該管理汚染土壤の運搬の方法
- (4) 当該管理汚染土壤を運搬する者及び当該管理汚染土壤を処理する者の氏名又は名称

(5) 当該管理汚染土壌を処理する施設の所在地

(6) 当該管理汚染土壌の搬出の着手予定日

(7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 非常災害のために必要な応急措置として管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出した者は、当該管理汚染土壌を搬出した日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1) 運搬の方法が土壌汚染等対策指針で定める管理汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該管理汚染土壌の運搬の方法を変更すること。

(2) 第60条の3第1項の規定に違反して当該管理汚染土壌の処理を土壌汚染対策法第16条第4項第2号に規定する汚染土壌処理業者（以下「汚染土壌処理業者」という。）に委託しない場合 当該管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。

第60条の次に次の6条を加える。

（運搬に関する基準）

第60条の2 管理区域外において管理汚染土壌を運搬する者は、土壌汚染等対策指針で定める管理汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該管理汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。

（管理汚染土壌の処理の委託）

第60条の3 管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出する者（その委託を受けて当該管理汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。）は、当該管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出する者が汚染土壌処理業者であって当該管理汚染土壌を自ら処理する場合
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合
- (3) 管理汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出をした者が汚染土壌処理業者であって当該管理汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りでない。

(措置命令)

第60条の4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、管理汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該管理汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 第60条の2の規定に違反して当該管理汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者
- (2) 前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して当該管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出した者（その委託を受けて当該管理汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）

(管理票)

第60条の5 管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出する者は、その管理汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、規則で定めるところにより、当該委託に係る管理汚染土壌の引渡しと同時に当該管理汚染土壌の運搬を受託した者（当該委託が管理汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者）に対し、当該委託に係る管理汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び管理汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りで

ない。

- 2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出した者について準用する。
- 3 管理汚染土壌の運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）は、当該運搬を終了したときは、第1項（前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により交付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、第1項の規定により管理票を交付した者（以下この条において「管理票交付者」という。）に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理汚染土壌について処理を委託された者があるときは、当該処理を委託された者に管理票を回付しなければならない。
- 4 管理汚染土壌の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。）は、当該処理を終了したときは、第1項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。
- 5 管理票交付者は、前2項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から規則で定める期間保存しなければならない。
- 6 管理票交付者は、規則で定める期間内に、第3項又は第4項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに、当該委託に係る管理汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を市長に届け出なければならない。
- 7 運搬受託者は、第3項前段の規定により管理票の写しを送付したとき（同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送付の日から、第4項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当

該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ規則で定める期間保存しなければならない。

- 8 処理受託者は、第4項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から規則で定める期間保存しなければならない。

(虚偽の管理票の交付等の禁止)

第60条の6 何人も、管理汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第3項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

- 2 何人も、管理汚染土壌の処理を受託していないにもかかわらず、前条第4項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

- 3 運搬受託者又は処理受託者は、受託した管理汚染土壌の運搬又は処理を終了していないにもかかわらず、前条第3項又は第4項の送付をしてはならない。

(汚染土壌処理業に係る生活環境影響調査の実施等)

第60条の7 土壌汚染対策法第22条第1項又は第23条第1項の許可の申請をしようとする者は、土壌汚染等対策指針で定めるところにより、当該申請に係る同法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設（以下「汚染土壌処理施設」という。）において同法第16条第1項に規定する汚染土壌（以下「汚染土壌」という。）を処理することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）を行わなければならない。

- 2 前項の規定により生活環境影響調査を行った者は、同項の許可の申請をする日までに、当該生活環境影響調査の結果を勘案して汚染土壌処理施設の構造その他の規則で定める事項を記載した汚染土壌の処理の事業に関する計画書を作成し、これに当該生活環境影響調査の結果を記載した書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の計画書の提出があったときは、当該計画書を提出した者に対し、当該計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 4 第2項の計画書を提出した者は、当該計画書に係る汚染土壌の処理の事業に前項の意見を反映させるよう努めなければならない。

第61条を次のように改める。

(記録の保管及び承継)

第61条 土壤汚染等調査を行った特定有害物質等取扱事業者若しくは自主調査を行った者又は汚染の除去等の措置を講じた者若しくは汚染の拡散の防止等の措置を講じた者（次項において「特定有害物質等取扱事業者等」という。）は、土壤汚染等調査若しくは自主調査又は汚染の除去等の措置若しくは汚染の拡散の防止等の措置について記録を作成し、保管しておかなければならない。

- 2 特定有害物質等取扱事業者等は、土壤汚染等調査若しくは自主調査を行い、又は汚染の除去等の措置若しくは汚染の拡散の防止等の措置を講じた土地を譲渡するときは、前項に規定する記録を当該土地を譲り受ける者に引き継がなければならない。

第3章第8節中第61条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第61条の2 第54条第2項並びに第55条第1項及び第2項の規定は、土壤汚染対策法第3条第1項の規定による調査に係る土地（同項ただし書の規定による確認に係る土地を除く。）又は同法第4条第2項若しくは同法第5条第1項の規定による命令に係る土地に特定有害物質等取扱工場等を設置している特定有害物質等取扱事業者については適用しない。

- 2 第55条第1項及び第2項並びに第57条の規定は、次の各号に掲げる行為については適用しない。

- (1) 第58条の2第1項の規定により指示を受けた者が健康被害防止措置等として行う行為
- (2) 拡散防止管理区域内又は形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更
- (3) 土壤汚染対策法第7条第1項の規定により指示を受けた者が同条第3項に規定する指示措置等として行う行為
- (4) 土壤汚染対策法第11条第1項の規定により指定された同条第2項に規定する形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更

第126条第1項中「、第55条第3項（第57条第4項及び第59条第5項におい

て準用する場合を含む。）」及び「（第57条第3項及び第58条第2項において準用する場合を含む。）、第59条第2項」を削る。

第129条を次のように改める。

第129条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条、第22条第2項、第35条第2項、第38条第2項、第44条第2項、第50条第2項、第54条第2項、第55条第3項、第58条の2第4項、第58条の5第4項、第58条の7第4項、第58条の9第4項、第60条第4項、第60条の4、第69条又は第70条第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第58条の3の規定に違反した者

第131条第2号中「第30条第1項」の次に「、第58条の7第1項、第58条の9第1項、第60条第1項若しくは第2項」を加え、同条に次の8号を加える。

(3) 第60条の2の規定に違反して、管理汚染土壌を運搬した者

(4) 第60条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

(5) 第60条の5第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第1項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

(6) 第60条の5第3項前段又は第4項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

(7) 第60条の5第3項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかった者

(8) 第60条の5第5項、第7項又は第8項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者

(9) 第60条の6第1項又は第2項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者

(10) 第60条の6第3項の規定に違反して、送付をした者

第134条第1号中「第48条第2項」の次に「、第56条第1項、第58条の7第2項若しくは第3項、第58条の9第2項若しくは第3項、第60条第3項、第60条の5第6項」を加え、同条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を

加える。

(3) 第57条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第60条の7第1項の規定に違反して生活環境影響調査を行わず、又は同条第2項の規定による計画書の提出をせず、若しくは虚偽の計画書を提出した者

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（以下「新条例」という。）第52条の規定に基づく土壌汚染等対策指針の策定その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

第3条 施行日前にこの条例による改正前の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（以下「旧条例」という。）第54条第1項の規定により調査に着手した者に係る同条第2項の規定による報告については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧条例第56条第1項の規定により計画書の作成に着手した者に係る旧条例第55条、第56条及び第57条第2項から第4項までの規定による手続については、なお従前の例による。

3 施行日以後に前2項の規定により報告された調査は、新条例第57条の2に規定する土壌汚染等調査とみなす。

第4条 新条例第57条第1項の規定は、施行日以後に土地の形質の変更（新条例第55条第1項に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。）に着手する者（施行日前に当該土地の形質の変更に係る土地について旧条例第57条第1項の規定による報告をした者を除く。）について適用する。この場合において、施行日から起算して30日を経過する日までの間に土地の形質の変更に着手する者に対する新条例第57条第1項の適用については、同項中「当該土

地の形質の変更に着手する日の30日前までに」とあるのは「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年名古屋市条例第62号）の施行の日以後速やかに」と読み替えるものとする。

第5条 新条例第57条の2の規定は、施行日以後に同条に規定する自主調査に着手する者について適用する。

第6条 施行日前に旧条例第58条第1項の規定により計画書の作成に着手した者に係る旧条例第58条及び第59条の規定による手続については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧条例第54条第2項の規定により報告された土地又は旧条例第55条第1項若しくは第2項若しくは第57条第2項の規定による調査の結果、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染状態が旧条例第54条第2項に規定する規則で定める基準に適合しないことが判明した土地であって、この条例の施行の際現に当該基準に適合しない土地の区域は、新条例第58条の8第2項に規定する形質変更時届出管理区域とみなす。

3 施行日以後に前項の規定により形質変更時届出管理区域とみなされた土地の区域において当該土地の形質の変更に着手する者であって、施行日前に当該土地の形質の変更について旧条例第58条第1項の規定による届出をした者は、新条例第58条の9第1項の規定による届出をしたものとみなす。

第7条 新条例第58条の6の規定は、施行日以後に土壌汚染対策法第11条第1項の規定により指定された土地の区域について適用する。

第8条 施行日以後に附則第6条第2項の規定により形質変更時届出管理区域とみなされた土地の区域に係る新条例第59条第1項の適用については、同項中「調整し」とあるのは「相当の期間内に調整し」と読み替えるものとする。

第9条 新条例第60条第1項の規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に管理汚染土壌を当該管理区域（同項に規定する管理区域をいう。）外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該管理汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）について適用する。

第10条 旧条例第57条第1項に規定する大規模土地改変者に係る旧条例第60条第1項の規定による記録の作成及び保管並びに同条第2項の規定による記録の承継については、なお従前の例による。

- 第11条 施行日前にした旧条例第55条第3項（第57条第4項及び第59条第5項において準用する場合を含む。）、第56条第2項（第57条第3項及び第58条第2項において準用する場合を含む。）及び第59条第2項の規定に基づく勧告並びに第59条第3項の規定に基づく命令については、なお従前の例による。
- 2 附則第6条第1項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。